

スポーツ指導者の法的性格と責任(12)

—スポーツ施設における管理者責任・使用者責任

弁護士

望月浩一郎

はじめに

トレーナーなど指導者の過失によりスポーツ施設の利用者が事故に被災し負傷した場合には、スポーツ施設利用契約上の債務不履行責任と不法行為責任との二つの視点から民事責任を検討する必要がある。

スポーツ施設利用契約の当事者は、一方が利用者であり、もう一方はスポーツクラブなどのスポーツ施設運営主体（以下「運営主体」という）である。この施設利用契約に付随した安全配慮義務に違反する行為があった場合には、契約当事者

を運営し、施設利用サービスの提供及び会員に対する水泳・体育等実技の指導を実施している会社が経営しており、トレーナーは、経営主体の会社の従業員である。

被災者とその両親は、スポーツクラブ、トレーナー個人、スポーツクラブの支配人個人を被告として損害賠償請求訴訟を提訴した。

裁判所の判断は次のとおりである。

(1) トレーナーの責任

全日本ジュニア体操共演会等に出場して個人総合で入賞するなど優秀な成績を数多く収めた被災者の素質・経歴などに照らせば、被災者にトカチエフの練習を行わせることは相当であるとして高度な技を試みさせた点での過失を否定した。また、トレーナーが補助者としてバー直下付近に待機する態勢で被災者の練習を指導していた以上、鉄棒直下の安全マットが必ずしも厚くなかったとしても管理に過失はないとした。

しかしながら、トレーナーは、手を伸ばしさえすれば被災者の体に触れることができる位置にいたのであるから、いかに落下が瞬間的な出来事であるとはいえ、被災者の体がバーを飛び越せずに失敗することがあらかじめわかり、その失敗に基づく落下に備えつつ、実際に落下が現実化した時点で即座に手を差出していれば被災者の体に手が

の運営主体が責任を負うことになる。法人の従業員として「館長」「支配人」などの肩書きで現実管理を担当する個人は、施設利用契約上の安全配慮義務の履行補助者である。履行補助者とは、契約上の義務（債務）を負っている者が、義務の履行のために使用し又は利用する者であり、契約上の権利主体とはならない。したがって、「館長」「支配人」などが個人として、スポーツ施設利用契約上の債務不履行責任を負うことはない。

スポーツ施設を利用している者が事故に被災した際には、施設利用契約上の責任のみならず、不法行為に基づく民事責任も生じる。不法行為とは、故意または過失によって他人の権利を侵害し、これによって他人に損害を生じさせる行為をいう（民法709条）。施設利用者を指導するトレーナーに故意または過失があり、これにより利用者が事故に被災した時には、民法709条に基づきトレーナーは、個人として不法行為責任を負う。トレーナーだけでなく運営主体などの不法行為責任が問題となる。

使用者責任とは、ある事業のために他人を使用する者（使用者）は使用される者（被用者）ないしその代理監督者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任である。代理監督者とは、実際に使用者に代わって使用される者を

触れないということはありません、被災者を抱きとめるかあるいは落下の際の衝撃をいくらかでも弱めることによって被災者に傷害を負わせず、又は本件傷害のような重篤な結果の発生を防ぐことが可能であったものと解されるから、本件事故が不可抗力によるものである旨の被告らの主張は採用することができず、トレーナーには被災者の身体を安全を保護するための必要な補助措置を怠った過失があったとした。

(2) スポーツクラブ支配人の責任

判決は、「支配人」が民法75条2項の代理監督者に該当することを肯定した。判決は、代理監督者とは、「客観的に観察して、實際上現実に使用者に代わって事業を監督する地位にある者」（最判昭和35年4月14日民集14巻5号863頁）との判断基準に基づき、

- ① 「支配人」としてその業務全般につき指揮監督にあたっていること、
- ② 本件クラブの体育スクールのマネージャーも兼ねており、現実にトレーナーを含むコーチらの能力を判断し、選手の練習指導方法等につき報告を受け、また、指示を与えるなどしていたこと、に鑑みれば、支配人は代理監督者にあたると判示した。

選任ないし監督する者である。スポーツ施設のトレーナーの過失により施設利用者が事故に被災した場合には、トレーナー自身だけでなく、運営主体であるスポーツクラブは使用者として、また、「館長」「支配人」はトレーナーを選任ないし監督した代理監督者として責任を負う可能性がある（表）。

	不法行為責任	施設利用契約上の責任
トレーナー	○ 民法709条	
館長	○ 民法75条2項	
スポーツ施設運営主体	○ 民法75条1項 民法709条	○ 民法415条

1 判例にみるスポーツ施設管理者の個人責任

東京地裁平成3年10月18日判決（判例時報1406号51頁）は、スポーツクラブの会員として、体育実技の指導を受けていた中学1年生が、埼玉ジュニア体操選手権に備え、トレーナーの指導で鉄棒のトカチエフ（背面開脚後ろ飛び越し）を練習中、飛び越し時に大腿部を鉄棒のバーに接触させて鉄棒直下に後頭部から落下し、第三・第四頸椎脱臼等の傷害を負った事故が訴訟となった事件の判決である。

スポーツクラブは、全国の70余のスポーツ施設

2 「館長」「支配人」の責任

代理監督者の要件は、「客観的に観察して、實際上現実に使用者に代わって事業を監督する地位にある者」であり、抽象的な権限があるだけでなく、現実に選任ないし監督にあたる必要がある。タクシー会社の代表取締役は、抽象的な権限しかないとして代理監督者責任を否定されている（最判昭和42年5月30日民集21巻4号961頁）。「館長」「支配人」として現実に事業を監督し、ないし、監督すべき地位にあった場合に代理監督者としての責任を負うのであり、安全対策をトレーナーまかせにしてはならない。

昨年12月にお届けした「スポーツ指導者必携書」に左記の誤植がありましたので、ご訂正ください。

P 23 勸大阪体育協会 住所
浪速区難波中 ↓ 浪速区難波中